

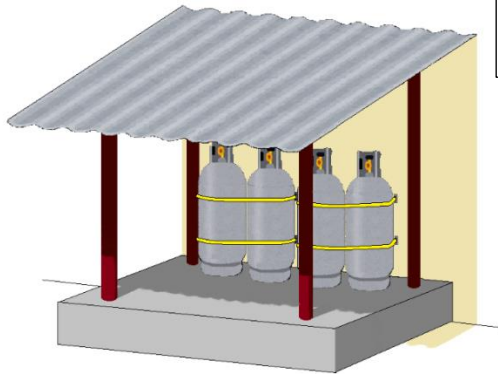
# 守っていますか？ 岡山県高圧ガス容器管理指針

岡山県では、高圧ガス容器の管理不良等による事故や災害の発生防止を図るため、平成26年に岡山県高圧ガス容器管理指針（以下、「指針」という。）を作成しています。

高圧ガス消費事業者がとるべき主な措置は次のとおりです。

## 高圧ガス保安法の基準（貯蔵・消費）

直射日光を避け、  
40℃以下に保つ

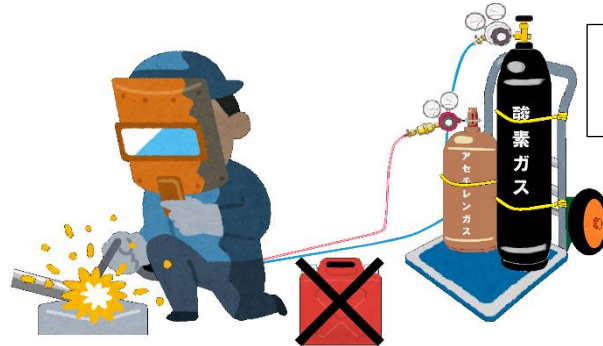


水平な場所に置く  
(転倒防止措置)

高圧ガス容器は「未使用」と  
「使用済み」を分けて置く

可燃性ガス・毒性ガスは  
風通しの良い場所に置く

高圧ガス容器は火花が  
飛来しない場所に置く



バルブの開閉は  
静かに行う

引火性・発火性  
の物を置かない

## 指針に基づきとるべき措置

高圧ガス容器の  
管理責任者を選任



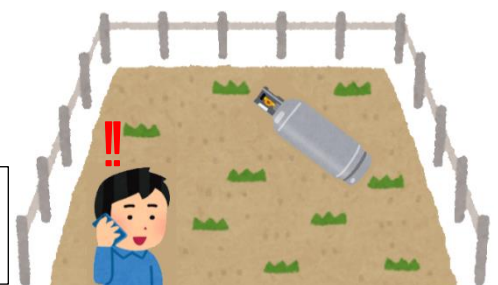
高圧ガス容器の  
受け払い状況・所在  
を台帳により管理

高圧ガス容器の管理  
状況を毎日確認  
(作業開始時・終了時)



保安教育を実施  
(1年に1回以上)

放置容器を発見した場合は  
警察・供給事業者等へ連絡



# 消費事業者がとるべき措置（指針の概要）

- 1 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法第 15 条第 1 項に基づき、高圧ガスの貯蔵を行う。（以下は基準の一部）
  - 高圧ガス容器の転落、転倒等の防止措置やバルブの損傷防止措置を講じること。（水平な場所に置く、上から物が落ちてくるおそれのある場所に置かない など）
  - 充填容器（使用前の高圧ガス容器）と残ガス容器（使用済みの高圧ガス容器）を区分し、かつ、ガス種ごとに区分して置くこと。
  - 可燃性ガスや毒性ガス等の容器置場の周囲 2 m 以内は、火気の使用を禁止し、引火性又は発火性の物を置かないこと。
- 2 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、一般高圧ガス保安規則第 60 条又は液化石油ガス保安規則第 58 条に基づき、高圧ガスの消費を行う。（以下は基準の一部）
  - 高圧ガス容器のバルブの開閉は静かに行うこと。
  - 高圧ガス容器の転落、転倒等の防止措置やバルブの損傷防止措置を講じること。（水平な場所に置く、上から物が落ちてくるおそれのある場所に置かない など）
  - 高圧ガス容器が湿気や水滴等による腐食の防止措置を講じること。（水が溜まりやすい場所に置かない など）
- 3 消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。
- 4 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- 5 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し、従事者に周知する。
- 6 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- 7 高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器、逆火防止器等）は、原則として 6 ヶ月に 1 回以上、安全上の問題がないか点検等を実施する。
- 8 使用済みの高圧ガス容器は直ちに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても、原則として 1 年以上留置しない。
- 9 事故発生時に高圧ガス保安法第 63 条に基づき、関係機関に速やかに通報できるよう連絡体制をあらかじめ構築し、従事者に周知する。
- 10 高圧ガス関係団体が主催する講習会に参加する等により、保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、1 年に 1 回以上、高圧ガスの保安に関する教育を実施する。
- 11 放置された高圧ガス容器を発見した場合は、供給事業者又は中国高圧ガス容器管理委員会岡山県支部に連絡する。